

# **宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画**

**令和7年(2025 年) 11 月**

**中山台コミュニティ**

## 目 次

1 地区防災計画の基本方針	..... 2頁
2 計画対象地区と計画策定主体	..... 2頁
(1) 計画対象地区	
(2) 計画策定主体	
3 地区の特色・特性と地区防災計画が対象とする災害	..... 3頁
(1) 地形的特色	
(2) 人口的特性	
(3) 地区防災計画が対象とする災害	
4 災害への対応(主な活動)	..... 4頁
(1) 自助、共助、公助と災害発生時の避難への基本的対応	
(2) 防災委員会の設置	
(3) 「平常時」の取り組み	..... 5頁
① 防災・減災意識の啓発	
② 防災訓練の実施	
③ 防災資器材の整備・点検	
④ 飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理	
⑤ 情報共有・伝達網の構築	
(4) 「災害時」の取り組み	..... 6頁
① 災害対策総本部の立ち上げ	
② 災害対策総本部の役割	
③ 各自治会防災組織の活動	
④ 自治会に対応した避難所開設	
⑤ 安否確認	
⑥ 避難所となる建物への立ち入り、鍵の管理および避難所運営	
5 災害時要援護者(避難行動要支援者)等の支援	..... 8頁
6 地区の生活維持および在宅避難者への対応	..... 8頁
7 参考資料	..... 9頁

## 1 地区防災計画の基本方針

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生すると、まずは、自分の命や身の安全を自分自身で守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが必要となる。つまり、発災直後は、消防や警察などの防災機関などによる「公助」が十分に対応できない可能性があり、自らを守る「自助」、地域コミュニティによる「共助」により人命を守る行動が重要となる。「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進める。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「中山台コミュニティ地区防災計画」を定める。平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていく。なお、「避難所運営マニュアル」は別途作成するものとする。

## 2 計画対象地区と計画策定主体

### (1) 計画対象地区

表1の宝塚市中山台小学校区(中山台コミュニティ)に居住する全住民

表1 中山台地区防災計画の対象地区 令和6年3月末時点(宝塚市HPより)

エリア(地区)名	面積(ヘクタール)	世帯数(戸)	人口(人)	備考
中山台1丁目	16	403	841	
中山台2丁目	10	304	716	
中山桜台1丁目	7	128	288	
中山桜台2丁目	14	369	789	ツイング式番館
中山桜台3丁目	12	132	305	
中山桜台4丁目	13	270	564	
中山桜台5丁目	11	259	526	ジャルダン壱番館、ツイング壱番館
中山桜台6丁目	16	955	1852	ジャルダン式番館、ラヴェニール
中山桜台7丁目	7	73	165	
中山五月台1丁目	14	164	325	
中山五月台2丁目	8	195	416	
中山五月台3丁目	9	355	748	
中山五月台4丁目	12	275	621	
中山五月台5丁目	9	554	975	公団
中山五月台6丁目	9	807	1469	公社
中山五月台7丁目	6	527	1015	サンハイツ
中筋山手7丁目	12	298	997	宝塚中山ヒルズ、セーリオ
合計	185	6068	12612	

## (2) 計画策定主体

「中山台地区防災計画」は、中山台コミュニティ評議委員会（自治会主体）、運営委員会（活動部会主体）、民生児童委員や学校、各事業所などで構成される中山台コミュニティのもと、中山台コミュニティ防災委員会が主体となって定める。

## 3 地区の特色・特性と地区防災計画が対象とする災害

### (1) 地形的特色

- ア 山を削った切土と、その土を埋めた盛土の住宅地で、3つのロックフィルダム（岩石や土砂を積み上げて建設する型式のダム）構造の斜面が住宅地の土止めの役割を果たしている。また、土砂災害警戒区域が広範囲にあり、土砂災害特別警戒区域も数ヶ所設定されている。外部に繋がる道路は平地からの2本、地区の北部を通って長尾山トンネルから宝塚市切畑・三田市方面に抜ける1本の合計3本。
- イ 山間部を開発した住宅地のため、地域内の高低差が大きく、生活のための移動手段はバスや自家用車に依存することが多い。今後も、高齢者の移動手段の確保が課題の一つである。災害発生など緊急事態に備え、普段から近隣の助け合いが不可欠である。

### (2) 人口的特性

- ア 人口 約13,000人、約6,000世帯、65歳以上の高齢化率 約41%
- イ 少子高齢化が進んでおり、災害時には住民同士で助け合う事が、求められる。
- ウ 高齢や社会的要因などにより、自治会への加入は徐々に減少し、コミュニティ地区内の自治会への加入率は約59%であるが、福祉活動や文化活動など住民の活動が活発な地域である。円滑な防災活動のために地区内において常に連携しておくことが求められる。

### (3) 地区防災計画が対象とする災害

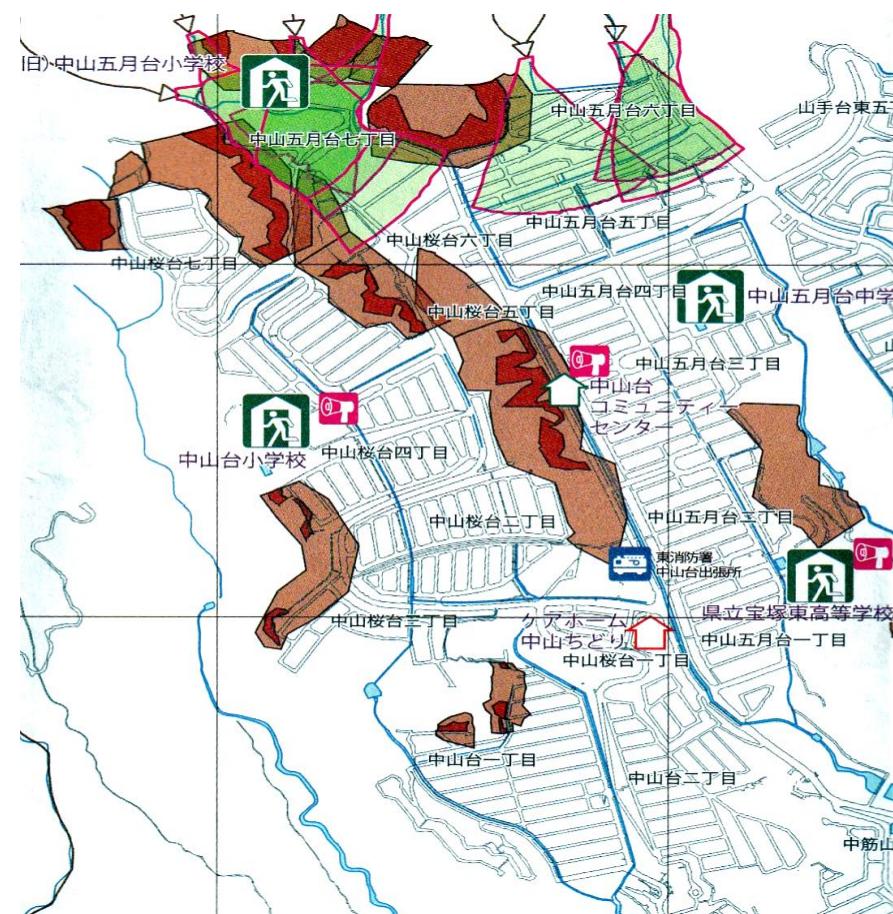
震度5弱以上の大規模な地震、大型台風や豪雨等による土砂災害等を対象とする。

- ア 南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が 80% と予測されており、宝塚市は、震度6弱と推定されている。付図1 「南海トラフ地震の震度予測」参照。  
更に、今般各地で多発している活断層による大型地震の発生も可能性がある。
- イ 暴風による家屋や電柱などの倒壊、集中豪雨や大型台風による崖崩れ

図1 「中山台地区の土砂災害マップ」 参照

土石流 濃緑:レッド 薄緑:イエロー

急傾斜 濃茶:レッド 薄茶:イエロー



たからづか  
防災マップ  
Web 版



図1 防災マップ(100年に一度の大震を想定)中山台地区  
「洪水・土砂災害 たからづか防災マップ」令和5年版から

#### 4 災害への対応(主な活動)

##### (1) 自助、共助、公助と災害発生時の避難への基本的対応

災害に対しては全てのことが「自分事」であり、自らの命は自分で守る。また、共助における、助ける側、助けられる側は共に被災者であり得、それぞれの立場を考慮した対応が大切である。

自宅が無事・安全であると確認した場合は、自宅にとどまる在宅避難をすること、確認できない場合は、避難所等への立ち退き避難をすることを基本とする。【R6.7.10 市総合防災課「まちづくり協議会代表者交流会配布資料参照】

特に、在宅避難を想定した場合は、各家庭での備えが大切であり、家具や大型電化製品の転倒防止、簡易トイレ用品の備蓄や食料品・日用品のローリングストックが重要である。これらの対応に関しては、「中山台コミュニティ防災手帳(地震編)」に記載されている。

## (2) 防災委員会の設置

中山台コミュニティに「防災委員会」を設置する。防災委員会は、コミュニティ代表役員と災害対策活動部および各自治会エリアから派遣された防災担当者で構成され、コミュニティ会長が委員長に、運営委員長・常任評議委員長・センター長が副委員長となる。

防災委員会は、常に自治会での自主防災活動と連携を取って、「平常時」も「災害時」も協力して防災活動を行う。**付図2**を参照

## (3) 「平常時」の取組み

コミュニティ、自治会の防災学習会及び各家庭(個人)の備え(食料、飲料水の備蓄など)、住居の安全対策が必要である。

### ① 防災・減災意識の啓発

- ア 自治会の活動を通じて、防災・減災意識の向上を図る取り組みを継続的に行う。
- イ コミュニティや各自治会の会報誌の配布や資料の回覧、講習会などをを利用して、住宅耐震補強・家具の転倒防止対策・家庭内備蓄を促す。
- ウ 自治会ごとに発災直後の安否確認体制など、会報などでの防災・減災に関する情報発信や自主防災会の活動を強化する。
- エ 「コミュニティ11」などで防災・減災に関する情報発信に努める。

### ② 防災訓練の実施

- ア 各自治会は、それぞれの規定にあわせて安否確認や避難訓練など隨時防災訓練を実施する。
- イ コミュニティ防災委員会は、  
宝塚市に震度5弱以上の地震が発生したことを想定し、中山台地区内の指定避難所開設運営訓練、情報伝達訓練、飲料水兼用耐震性貯水槽の水出し訓練などを、年一回実施する。その際に必要な事項(会場、役割分担等)は、コミュニティ防災委員会で決める。  
宝塚市が定める中山台地区の避難所施設は6か所ある。内、避難訓練実施場所としては、4ヶ所の指定避難所(**図1**参照)及び福祉避難所から1つ、または複数を適宜選定する。  
主な実施内容は、**付表2**に示すような項目となるが、必要に応じて別途決めて実行する。

### ③ 防災資器材の整備・点検

- ア 各自治会は、自治会ごとの資機材リストを作成し、他の自治会に対しても公開することによって、防災訓練や災害発生時には相互に利用できるようにする。また、資機材のリストは定期的に更新する。
- イ 防災委員会は、コミュニティの防災倉庫(五月台中学校)を管理し、資機材リストを作成して、適宜、更新する。また、指定避難所に保管される資機材に関しても、管理する。

④ 飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理

宝塚市東消防署中山台出張所、中山台コミュニティセンターで水出しマニュアルとともに保管する。

⑤ 情報共有・伝達網の構築

ア 中山台コミュニティ内の各自治会、マンション管理組合など、中山台地区各組織間の情報連絡網を整備、定期的に更新する。連絡網は、学校園(PTA)、福祉施設、事業所などとの間にも設けておく。

イ 大規模災害時に情報インフラの制限を受けた場合を想定して、災害時の連絡手段を準備する。

・災害時におけるアマチュア無線などの利用を進める。

・すみれ防災スピーカーの活用

・すみれ防災スピーカーが聞きづらい時のために、コスモキャストの利用も進める。

#### (4) 「災害時」の取組み

① 災害対策総本部の立ち上げ状況に応じ、中山台地域全体の災害対策拠点となる中山台コミュニティ災害対策総本部、各自治会の災害対策拠点となる災害対策本部を立ち上げる。宝塚市が開設する避難所への協力、連絡、情報交換に努める。

ア 宝塚市に震度5弱以上の地震、及び中山台コミュニティエリア内で通行困難な大規模土砂災害が発生した場合、可及的速やかに中山台コミュニティセンターに集合し、「中山台コミュニティ災害対策総本部(以下、総本部という)」を立ち上げる。

イ 総本部は状況に応じて、中山台コミュニティセンターあるいは中山五月台中学校に置く。その後、総本部の立ち上げを宝塚市災害対策本部に通知する。

ウ 総本部は中山台コミュニティ会長が総本部長となり、運営委員長、常任評議委員長、センター長、および災害対策活動部部長で構成する。

エ 総本部は、主に各自治会の状況把握および市との連絡(情報収集および要望伝達等)の機能を果たし、臨機応変に対応する。

オ 災害時要援護者支援は民生児童委員及び支援組織が中心となって地域と連携して担う。

② 災害対策総本部の役割

ア 災害情報、安否情報、支援情報等の提供や避難者のニーズに応じた情報を収集して提供する。避難者数や避難状況等を集約し、宝塚市災害対策本部へ情報提供する。また、宝塚市災害対策本部からの情報を必要に応じて各避難所や在宅避難者を含めた地区住民に周知する。

- イ 自治会や各自治会の自主防災組織などと連携し、地区で必要な物資を把握し、宝塚市災害対策本部に伝える。
- ウ 中山台コミュニティ地区外の団体や宝塚市との連絡の窓口になる。

③ 各自治会の防災組織の活動

- ア 自治会を中心にマンション管理組合、自主防災会などで設けた自主防災組織などが災害対策本部を立ち上げる。災害対策本部は、災害情報、安否情報、支援情報等の確認や避難者同士の安全確認、情報交換などを把握し、総本部に集約する。
- イ 避難所が開設された場合、状況に応じて避難所への誘導を主導する。
- ウ 必要に応じて、対象者を指定避難所から福祉避難所に誘導指揮する。

④ コミュニティ対応の避難所開設

宝塚市が定める中山台地区(第6地区に含まれる)の避難施設は、表2の6か所。

**表2 中山台コミュニティ対応の避難所**

中山台小学校	指定避難所
(旧)中山五月台小学校	指定避難所(土砂災害時は開設されない)
中山五月台中学校	指定避難所、自主避難所(暴風雨時、最初に開設)
県立東高等学校	指定避難所
中山ちどり	福祉避難所
中山台コミュニティセンター	予備避難所

地区内の指定避難所である、中山台小学校、中山五月台中学校、県立宝塚東高校の開設は宝塚市地域防災計画に基づく。

すべての避難所が開設された場合、概ね自治会ごとの避難所は、表3の通りとするが、状況により、適宜変更され得る。

**表3 自治会ごとの避難所(目安)**

避難所	対応する自治会
中山台小学校	桜台4~6丁目、桜台7丁目、ラヴェニール
(旧)中山五月台小学校	五月台7丁目
中山五月台中学校	五月台3~5丁目、五月台公団住宅、五月台6丁目、ジャルダン壱番館、ツヴィング壱番館、ツヴィング弐番館
県立東高等学校	中山台1、2丁目、五月台1、2丁目、桜台1~3丁目、中山ヒルズ、セーリオ宝塚

⑤ 安否確認

各自治会等の自主防災組織は、安否確認名簿、および状況に応じて避難先名簿を作成する。

⑥ 避難所となる建物への立ち入り、鍵の管理および避難所運営

宝塚市災害対策本部による避難所開設の決定後、施設管理者若しくは市職員が来て開錠するまで待機する。[ただし](#)、緊急を要する場合には、別途対応することができる。避難所運営は状況により、総本部・自治会・避難者が協力して行う。なお、各避難所は、「避難所運営マニュアル」(制定準備中)に基づいて運営される。

## 5. 災害時要援護者(避難行動要支援者)等の支援

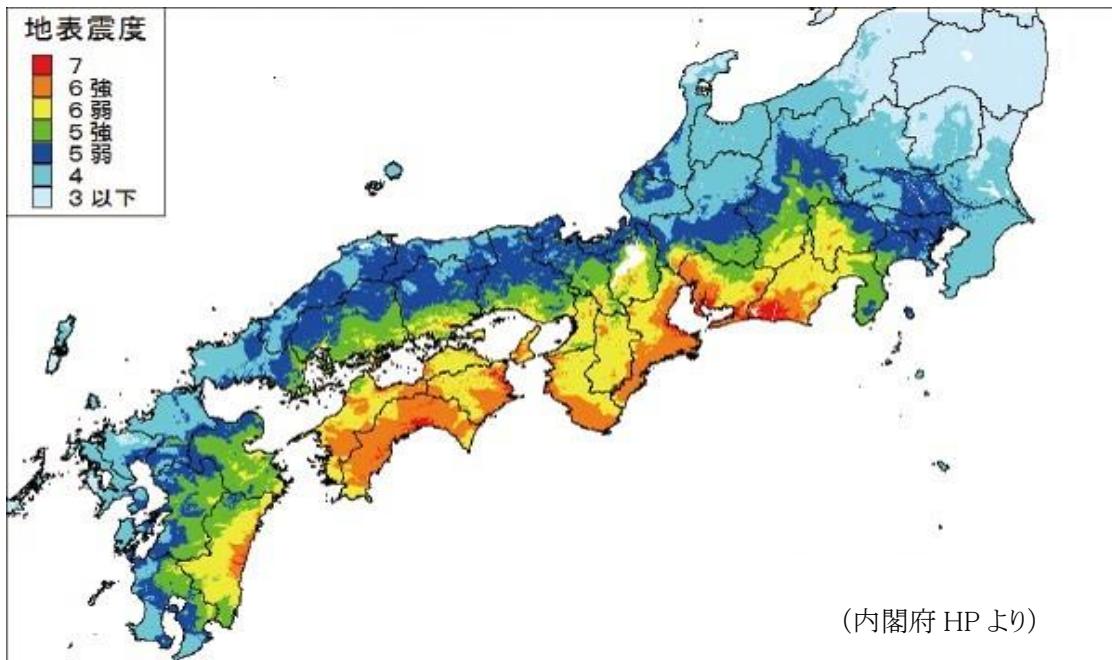
宝塚市の「災害時要援護者支援制度」に則り、民生児童委員を中心に、安否確認を実施する。各自主防災組織等は、その地域の状況に応じて、当該支援制度に登録し、民生児童委員と協力して活動する。そのために、各自治会は、対応の仕方を別途、具体的に規定する。状況次第で迅速に安全な場所への移動を支援し、消防、警察に連絡する。

## 6. 地区の生活維持および在宅避難者への対応

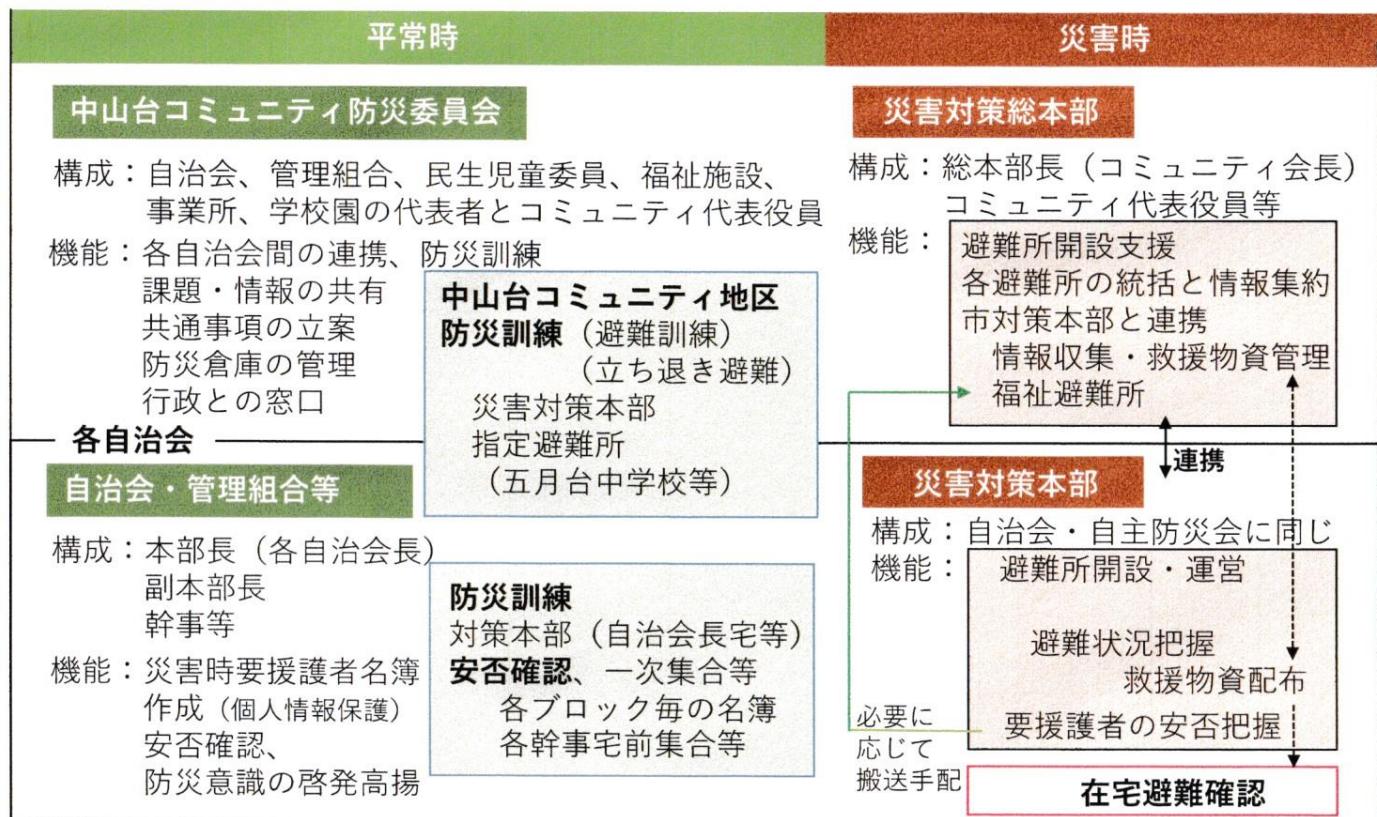
避難所が開設されると、各種の避難支援物資は避難所に届けられる。

- ① 各自治会は、避難支援物資(食料品、飲料水等)の受け取りが必要な人に、在宅避難であることを示す「避難所受け入れ表」の避難所への提出を促す。代理での提出も可能。
- ② また、各自治会は、在宅避難者の物資の要請を可能な限り把握、集約し、総本部に連絡する。
- ③ 避難所に届いた、在宅避難者分の物資の受け取りは各自治会が、受け取りの方法を別途定めて行う。
- ④ 飲料水兼用耐震性貯水槽(コミュニティセンター北駐車場)の鍵は、宝塚市東消防署中山台出張所、及び中山台コミュニティセンターで、水出しマニュアルと共に保管する。総本部は関係各機関の了承を得て、必要に応じ飲料水を使用できるようにする。また、学校受水槽応急給水設備(中山五月台中学校、中山台小学校)を利用する。

## 7 参考資料



付図1 南海トラフ地震の震度予測



付図2 平常時と災害時におけるコミュニティ防災委員会と各自治会・自主防災会等の役割

**付表1 指定避難所毎の資機材リスト(例)**

	段ボールベッド	テント	毛布	簡易トイレ
中山台小学校	10	10	100	
(旧)中山五月台小学校	10		100	
中山五月台中学校	10	10	100	
県立東高等学校	2		20	

**付表2 防災訓練の実施例(必要に応じて実施する)**

受付リストの作成	多くの参加者を効率よく受け付ける
心肺蘇生術(胸部圧迫とAED)	例えば、東消防署中山台出張所等に依頼する
段ボールベッド組立とテント設営	誰もが組み立てられるようにする
ペット同行避難	例えば、県動物愛護センターに依頼する
炊き出し	大鍋、やかん、カセットボンベ
防災グッズの展示・説明	例えば、コープ中山台等に依頼する

宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画

平成27年(2015年) 11月作成  
 令和 2年(2020年) 11月改定  
 令和 3年(2021年) 11月改定  
 令和 4年(2022年) 11月改訂  
 令和 7年(2025年) 11月改訂